

# 第147期中間決算公告

平成21年12月11日

茨城県水戸市南町一丁目3番1号

**株式会社茨城銀行**

取締役頭取 溝田 泰夫

## 中間貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>（資産の部）</b>		<b>（負債の部）</b>	
現金預け金	38,845	預 金	734,346
コールローン	26,000	借 用 金	4,180
商品有価証券	319	外 国 為 替	30
金銭の信託	5,332	社 債	5,150
有 価 証 券	129,928	そ の 他 負 債	2,937
貸 出 金	559,874	未 払 法 人 税 等	48
外 国 為 替	469	そ の 他 の 負 債	2,888
そ の 他 資 産	3,295	賞 与 引 当 金	354
有形固定資産	11,613	退 職 給 付 引 当 金	2,373
無形固定資産	488	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	198
繰延税金資産	5,273	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	23
支払承諾見返	1,794	偶 発 損 失 引 当 金	416
貸 倒 引 当 金	△10,335	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,403
		支 払 承 諾	1,794
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>753,209</b>
		<b>（純資産の部）</b>	
		資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	5,175
		利 益 準 備 金	56
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,119
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,119
		自 己 株 式	△9
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>20,707</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,346
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>△1,018</b>
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>19,689</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>772,898</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>772,898</b>

中間損益計算書〔平成21年4月1日から  
平成21年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,321
資金運用収益	8,686
(うち貸出金利息)	7,260
(うち有価証券利息配当金)	1,211
役員取引等収益	997
その他業務収益	384
その他経常収益	253
経 常 費 用	8,908
資金調達費用	958
(うち預金利息)	769
役員取引等費用	880
その他業務費用	—
営業経費	6,272
その他経常費用	796
経 常 利 益	1,412
特 別 利 益	167
特 別 損 失	146
税引前中間純利益	1,433
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	2
法人税等合計	18
中 間 純 利 益	1,414

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項**

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づいて償却しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,199百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額を、発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 追加情報

(その他有価証券に係る減損処理基準の変更)

前事業年度の中間期末までは、その他有価証券の時価が取得原価に比べて 30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行っていましたが、前中間期末以降、世界的な金融危機等の影響を受け、株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、前事業年度の第 3 四半期会計期間末から、時価が取得原価の 50%以上下落している銘柄については一律減損処理を行い、時価が取得原価の 30%以上 50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。

なお、前中間期について、変更後の方法によった場合、経常損失及び税引前中間純損失に与える影響はありません。

(株式会社関東つくば銀行との合併契約書締結)

当行と株式会社関東つくば銀行（以下、「関東つくば銀行」といいます。）は、経営環境の変化に対応する強固な経営基盤を確立するために、平成 21 年 4 月 28 日に開催した両行の取締役会において、平成 22 年 3 月 1 日を効力発生日として、対等の精神に基づき合併し、新銀行「筑波銀行」を創設することについて承認決議し、両行の間で「合併基本合意書」を締結しました。

また、平成 21 年 8 月 10 日に開催した両行の取締役会において、当行と関東つくば銀行との吸収合併契約書の承認を決議し、同日付で「吸収合併契約書」を締結、平成 21 年 9 月 18 日に開催した両行の臨時株主総会において「吸収合併契約書」は承認されました。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 34 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,660 百万円、延滞債権額は 23,029 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 218 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,594 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 29,502 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高は、10,102 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 5,354 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,016 百万円

預け金 52 百万円

担保資産に対応する債務

預金 700 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,413 百万円及び預け金 870 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 473 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,750 百万円

であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが127,662百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,886百万円  
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,180百万円が含まれております。  
13. 社債には、劣後特約付社債5,150百万円が含まれております。  
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,070百万円であります。  
15. 1株当たりの純資産額 138円99銭

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額402百万円、株式等償却額114百万円、貸出金償却87百万円及び偶発損失引当金繰入額6百万円を含んでおります。  
2. 「特別利益」は、償却債権取立益167百万円であります。  
3. 「特別損失」は、平成21年4月に株式会社関東つくば銀行との合併について基本合意したことに伴い発生した合併関連費用144百万円、固定資産処分損2百万円及び減損損失0百万円であります。

減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ2か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	茨城県内	遊休資産2か所	土地	0百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 1株当たり中間純利益金額 9円98銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	1,780	1,821	40
社債	405	410	4
その他	1,700	1,393	△306
合計	3,885	3,624	△261

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,251	3,832	△418
債券	90,481	91,538	1,057
国債	46,316	46,828	511
地方債	327	331	3
社債	43,836	44,378	542
その他	31,169	29,185	△1,984
合計	125,902	124,555	△1,346

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、15年変動利付国債の時価につきましては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、合理的に算定された価額によっております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、株式114百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が30%以上の銘柄としております。このうち減損処理は、時価の下落率が50%以上の銘柄については一律実施し、時価の下落率が30%以上50%未満の銘柄は有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して実施しております。

(追加情報)

(1) その他有価証券に係る時価の算定方法

15年変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券及びその他有価証券評価差額金並びに純資産合計が554百万円増加しております。

15年変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者により提供されたものに、当行が流動性リスクを考慮して算定したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引き、流動性リスクを考慮することにより算定しており、国債の利回り、同利回りのボラティリティ及び流動性リスクが主な価格決定変数であります。

(2) その他有価証券に係る減損処理基準の変更

前事業年度の中間期末までは、その他有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行ってまいりましたが、前中間期末以降、世界的な金融危機等の影響を受け、株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、前事業年度の第3四半期会計期間末から、時価が取得原価の50%以上下落している銘柄については一律減損処理を行い、時価が取得原価の30%以上50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。

なお、前中間期について変更後の方法によった場合、経常損失及び税引前中間純損失に与える影響はありません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	1,070
子会社・子法人等株式及び 関連法人等株式 子会社・子法人等株式	34
その他有価証券 非上場株式	220
その他の証券	161

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金 銭の信託	5,332	5,332	—

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

繰越欠損金	5,831 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	5,200
その他有価証券評価差損	1,101
退職給付引当金損金不算入額	656
有価証券償却超過額	373
減価償却の償却超過額	371
その他	777
繰延税金資産小計	14,311
評価性引当額	△9,038
繰延税金資産合計	5,273
繰延税金資産の純額	5,273 百万円

(自己資本比率)

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 (国内基準) は 8.13%であります。

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	39,595	預 金	733,601
コールローン及び買入手形	26,000	借 用 金	4,180
商品有価証券	319	外 国 為 替	30
金 銭 の 信 託	5,332	社 債	5,150
有 価 証 券	129,894	そ の 他 負 債	4,235
貸 出 金	560,792	賞 与 引 当 金	369
外 国 為 替	469	退 職 給 付 引 当 金	2,377
そ の 他 資 産	3,739	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	201
有 形 固 定 資 産	11,615	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	23
無 形 固 定 資 産	489	ポ イ ン ト 引 当 金	8
繰 延 税 金 資 産	5,313	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1
支 払 承 諾 見 返	1,794	偶 発 損 失 引 当 金	416
貸 倒 引 当 金	△11,423	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,403
		支 払 承 諾	1,794
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>753,793</b>
		（純資産の部）	
		資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	5,595
		自 己 株 式	△9
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>21,127</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,346
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>△1,018</b>
		少 数 株 主 持 分	29
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>20,138</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>773,932</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>773,932</b>

中間連結損益計算書〔平成21年4月1日から  
平成21年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,472
資 金 運 用 収 益	8,723
(うち貸出金利息)	7,294
(うち有価証券利息配当金)	1,212
役 務 取 引 等 収 益	1,098
そ の 他 業 務 収 益	384
そ の 他 経 常 収 益	264
経 常 費 用	8,963
資 金 調 達 費 用	958
(うち預金利息)	769
役 務 取 引 等 費 用	864
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費	6,352
そ の 他 経 常 費 用	787
経 常 利 益	1,508
特 別 利 益	168
特 別 損 失	148
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	1,528
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17
法 人 税 等 調 整 額	2
法 人 税 等 合 計	20
少 数 株 主 利 益	0
中 間 純 利 益	1,507

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 2社

  いばぎん信用保証(株)

  (株)いばぎんカード

(2) 非連結の子会社及び子法人等

  該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子会社法人等 該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日等は次のとおりであります。

9月末日 2社

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行及び連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間に基づいて償却しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等

に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,199百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額を、発生翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (14) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### (15) 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

### 追加情報

#### (その他有価証券に係る減損処理基準の変更)

前連結会計年度の間中間連結会計期間末までは、その他有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行ってまいりましたが、前中間連結会計期末以降、世界的な金融危機等の影響を受け、株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、前連結会計年度の第3四半期連結会計期間末から、時価が取得原価の50%以上下落している銘柄については一律減損処理を行い、時価が取得原価の30%以上50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。

なお、前中間連結会計期間について、変更後の方法によった場合、経常利益及び税金等調整前中間純損失に与える影響はありません。

#### (株式会社関東つくば銀行との合併契約書締結)

当行と株式会社関東つくば銀行（以下、「関東つくば銀行」といいます。）は、経営環境の変化に対応しうる強固な経営基盤を確立するために、平成21年4月28日に開催した両行の取締役会において、平成22年3月1日を効力発生日として、対等の精神に基づき合併し、新銀行「筑波銀行」を創設することについて承認決議し、両行の間で「合併基本合意書」を締結しました。

また、平成21年8月10日に開催した両行の取締役会において、当行と関東つくば銀行との吸収合併契約書の承認を決議し、同日付けで「吸収合併契約書」を締結、平成21年9月18日に開催した両行の臨時株主総会において「吸収合併契約書」は承認されました。

### 注記事項

#### (中間連結貸借対照表関係)

#### 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,852百万円、延滞債権額は23,976百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は220百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,614百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,663百万円であります。  
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、10,102百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権13,474百万円を継続保有し貸出金に計上しております。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,354百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |          |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産  |          |
| 有価証券        | 1,016百万円 |
| 預け金         | 52百万円    |
| 担保資産に対応する債務 |          |
| 預金          | 700百万円   |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券10,413百万円及び預け金870百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は473百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,750百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが127,662百万円あります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,893 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,180 百万円が含まれております。
12. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,070 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 141 円 95 銭

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 386 百万円、株式等償却 114 百万円、貸出金償却 94 百万円及び偶発損失引当金繰入額 6 百万円を含んでおります。
2. 「特別損失」は、平成 21 年 4 月に株式会社関東つくば銀行との合併について基本合意したことに伴い発生した合併関連費用 145 百万円、固定資産処分損 2 百万円及び減損損失 0 百万円であります。

減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ 2 か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	茨城県内	遊休資産 2 か所	土地	0 百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成 14 年 7 月 3 日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 1 株当たり中間純利益金額 10 円 63 銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	1,780	1,821	40
社債	405	410	4
その他	1,700	1,393	△306
合計	3,885	3,624	△261

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,251	3,832	△418
債券	90,481	91,538	1,057
国債	46,316	46,828	511
地方債	327	331	3
社債	43,836	44,378	542
その他	31,169	29,185	△1,984
合計	125,902	124,555	△1,346

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、15年変動利付国債の時価につきましては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、合理的に算定された価額によっております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式114百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が30%以上の銘柄としております。このうち減損処理は、時価の下落率が50%以上の銘柄については一律実施し、時価の下落率が30%以上50%未満の銘柄は有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して実施しております。

追加情報

(1) その他有価証券に係る時価の算定方法

15年変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券及びその他有価証券評価差額金並びに純資産合計が554百万円増加しております。

15年変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者により提供されたものに、当行が流動性リスクを考慮して算定したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引き、流動性リスクを考慮することにより算定しており、国債の利回り、同利回りのボラティリティ及び流動性リスクが主な価格決定変数であります。

(2) その他有価証券に係る減損処理基準の変更

前連結会計年度の中間連結会計期間末までは、その他有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

したが、前中間連結会計期末以降、世界的な金融危機等の影響を受け、株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、前連結会計年度の第3四半期連結会計期間末から、時価が取得原価の50%以上下落している銘柄については一律減損処理を行い、時価が取得原価の30%以上50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。

なお、前中間連結会計期間について、変更後の方法によった場合、経常利益及び税金等調整前中間純損失に与える影響はありません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	1,070
その他有価証券	
非上場株式	221
その他の証券	161

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭 の信託	5,332	5,332	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は8.22%であります。